火薬庫設置等許可申請事項変更届について

１　火薬庫設置等許可申請書の記載事項に変更があったときは都道府県知事へ届出が必要です。

　　　許可を受けている火薬庫のうち、火薬庫設置等許可申請書の記載事項、又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があったときは、事前に、又はその事実を知った場合においては遅滞なく都道府県知事に届け出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 火薬庫設置等許可申請事項変更届（鳥取県様式第６号） | １ | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 火薬庫周辺の保安物件との保安距離を記入した火薬庫付近の図面 | １ | 変更があった場合に限る。 |

３　手数料

　　無料

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第６号（第５条関係）

火薬庫設置等許可申請事項変更届（変更報告書）

年　　月　　日

鳥取県知事　様

（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 事務所所在地（電話番号） |  |
| 職業 |  |
| （代表者）住所、氏名及び年齢 |  |
| 火 薬 庫 | 種類及び棟数 |  |
| 所在地 |  |
| 設置許可年月日及び番号 | 年　　　月　　　日　　第　　　　号 |
| 変更事項 |  |
| 変更理由 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |